

業ノ鉄道者ノ三分ノ一ニ過ギヌ

我々ハ常ニ國家ハ我々ノ生活ヲ保証スヘキヲアル邊者ニ於テモ近ク部内ノ種々ノ制度ヲ改正セムトスル状態ニアリ同盟トシテハ此ノ際何ウシラモ同盟ヲ持シ案ヲ實施セシムル様ニシタイ

同盟案

一範圍ハ利任官産腐負全部

ニ給與スル場合

ノ官方ノ都合ニヨリ整理

ニ公傷ニ基ク退取又ハ死亡

ハ傷疾疾病ニヨリ退取ニ陥リ又ハ死亡シタルトキ

ニ取務執行上ノ疾病若クハ身体衰弱ニ依リ退取シタル時

ハ滿十五年以上勤續シ年令五十五才ヲ超ヘ退取スルトキ

ハ滿三年以上勤續シ退取スルトキ

以上ノ同盟案ヲ制定實施セシムル様我々ハ今後共全カヲ傾

注シテ運動ニ邁進シタイ

賛成意見

(市役) 渡辺 吉久 (荏京) 京谷 屋尾

内容説明ト同様ニ付キ皆略

以上滿場一致異議ナク可決

ノ通信事業特別會計同席納付金額ノ件

締責由ニ即ヨリ

我々通信事業特別會計ハ年額約一億円近イ(八年ニ百方円)

金額ヲ國庫ニ納メラセム 我々ハ此ノ奇形ノ特別會計ヲ異

正ニテ鉄道者ノ如ク完全特別會計トスル様我々ハ努力セズ

ハナラヌ 斯ル奇形ノ特別會計ノ為メニ我々ノ待遇ハ常ニ

下積トサレテ出ル

第七十議會ニ於テ郵料値上ニ付附帯決議カナサレテ本